

令和5年3月16日	制定
令和6年4月1日	変更
令和7年4月1日	変更
令和8年4月1日	変更

J Aバンクの内部管理態勢構築にかかる指針

農林中央金庫

JAバンクの内部管理態勢構築にかかる指針：目次

I	目的	1
II	JAバンク会員が一体的に確保する内部管理態勢の基本的な考え方	2
III	特に重点的な対応が必要な項目	2
	1 不断の取組み	2
	(1) マネロン・金融犯罪対策の取組み	2
	(2) 不祥事未然防止の取組み	3
	2 個別の取組み	4
	(1) 個人情報保護の徹底	4
	(2) サイバー攻撃への備え	4
	(3) 金融商品取引法の遵守（インサイダー取引防止など）	5
	(4) 金融商品取引法の遵守（登録金融機関業務の適切な運営）	6
IV	その他	6
	参考資料	8

I 目的

- 金融機関経営において、法令等遵守は当然に、顧客・社会・行政等から「より広く高い水準の内部管理態勢」の確保が求められる課題が増加、これは今後さらに広がる見込み。
- これら課題に対し、一体的事業運営を行う J Aバンクにおいては、J A・信連が金融機関として必要な内部管理態勢を統一的な水準で確保することが極めて重要であることから、J Aバンク基本方針「Ⅲ J Aバンク会員の責務」に、「1(3) J A・信連は法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態勢を全国どこでも統一的な水準で確保していく」と明記。
- 本指針はこの具体的な内容として、内部管理態勢の基本的な考え方およびこのうち特に重点的な対応が必要な項目に関して示すもの。

II J Aバンク会員が一体的に確保する内部管理態勢の基本的な考え方

- 信用事業を行う J A・信連・農林中金からなる J Aバンク会員（以下「会員」という。）は金融機関として、顧客・社会等から一般の企業と比較して「より広く高い水準の内部管理態勢の確保」が求められている。
- 会員がこれらに適切に対応できない場合、リスクの顕在化や風評等からその信用は失墜し、他の会員および J Aバンク全体の信頼性にも大きく影響する懸念がある。
- 実質的に一つの金融機関として機能する J Aバンクが今後とも信頼を維持していくため、全ての会員は、自らの責任で必要水準を満たす内部管理態勢の確保を行う。
- 会員が金融機関として確保する内部管理態勢の項目は多岐にわたるものの、J Aバンクの一体的事業運営の観点から、いずれも統一的な水準を確保していくこととする。

Ⅲ 特に重点的な対応が必要な項目

会員が金融機関として確保する内部管理態勢のうち、特に重点的な対応が必要な項目として、金融機関として基本的かつ持続的な「不断の取組み」と、J Aバンクを取り巻く環境・会員の現状等を踏まえ対応が必要な「個別の取組み」に区分し、会員の行動や確保する水準等を定める。

「不断の取組み」…①マネロン*・金融犯罪対策の取組み

②不祥事未然防止の取組み

*本指針ではマネー・ローンダリング及びテロ資金供与を「マネロン」と表記する。

「個別の取組み」…①個人情報保護の徹底

②サイバー攻撃への備え

③金融商品取引法の遵守(インサイダー取引防止など)

④金融商品取引法の遵守(登録金融機関業務の適切な運営)

1 不断の取組み

(1) マネロン・金融犯罪対策の取組み

全てのJ A・信連は、犯罪者等による金融サービスのいかなる不正利用も排除し、金融機関として組合員・利用者から信頼され続けるため、当局が定める監督指針やガイドラインのほか、自らのリスクに応じたリスクベース・アプローチに基づきマネロン・金融犯罪対策の徹底が求められている。

全てのJ A・信連は、マネロン対策に関して、2028年8月に予定される第5次F A T F対日審査に向け、整備した管理態勢のもと自組織が直面するリスクの特定・評価・低減の取組みを確実に実践するとともに、有効性検証の結果等も踏まえた態勢を絶えず高度化していく必要がある。

全てのJ A・信連は、金融犯罪対策に関して、複雑化・巧妙化する手口へ適切に対処し組合員・利用者を守り、信頼を確保していくため、行政等関係団体と連携のうえ、適時の注意喚起による被害未然防止、被害発生時の迅速な救済対応等に取り組むことが必要である。

① マネロン対策にかかる継続的な顧客別リスク管理の実践

J A・信連の1線部署は、適切な取引時確認や在留期限管理・本人再確認(顧客情報の最新化)を実施し、リスク管理に必要な顧客情報を取得・管理する。

J A・信連の2線部署は、1線部署への牽制・支援を行うとともに、系統マネロン管理システムを活用した顧客毎のリスクに応じた顧客情報の管理、取引モニタリング等を継続的に実践する。疑わしい取引を認識した場合、速やかに所管行政庁への届出を行う。

② 組織全体で対策に取り組む態勢の整備

役員は理事会等での必要な指示、規定・規則の整備、人材の育成・配置等を主体的に行い、組織全体でマネロン対策にかかる管理態勢を構築する。

③ 有効性検証によるマネロン管理態勢の不断の見直し

全ての J A・信連は、有効性検証の実施を通じて、自組織が直面するリスクの特定・評価・低減に適切に取り組んでいることを確認し、その結果で認識した課題等を踏まえた取組みを反映し、マネロン管理態勢の不断の見直しを行う。

④ 金融犯罪抑止と被害者への適切な対応

全ての J A・信連は、組合員・利用者を特殊詐欺等の金融犯罪から守るため、管内における詐欺被害の動向や利用する顧客属性に応じて、適切な時期・媒体・内容で注意喚起を行うとともに、被害発生時においては、法令等に基づき迅速に救済対応に取り組む。加えて、これらの取組みの実効性を高めるため、警察等行政や関係団体と密に連携を行う。

⑤ 自組織のリスクに応じた対策強化・高度化

全ての J A・信連は、自らを取り巻く現下のリスクの現状や他の金融機関の取組事例を把握し、マネロン・金融犯罪対策に関する理解を一層深め、対策を一層強化・高度化する。

(2) 不祥事未然防止の取組み

全ての J A・信連は、不祥事が長年築き上げてきた組合員・利用者の信頼を失い、役職員の規律・士気を低下させ、さらに他の J Aバンク会員にも大きなダメージを与えることを認識し、不祥事を「起こさない」「見つける」「適切に対応する」姿を早期に定着化する。その実現のため、以下に取り組む。

① 不祥事未然防止の認識強化

役員は職員に向けて「不祥事を許さない職場づくり」のメッセージ等を継続的に発信する。

コンプライアンス担当部署は全役職員に、不祥事が本人・職場や同僚等に大きな影響を与え信頼を取り戻すには莫大な時間・労力を要する旨のリスク認識を高める研修・勉強会を継続的に実施する。

② 事務手続に沿った相互牽制の定着

店舗等の役席者は、事務手続に基づき複数人チェックを厳守し、渉外担当者の行動管理を適切に行う等外務活動のチェックを行う。

事務指導部署はメリハリをつけた事務指導・臨店等により店舗等事務処理の適切性を確保し、牽制を弱める独自ルールがある場合は是正させる。

③ 組織風土の改善

役員および役席者は職員アンケート等を通じて、気づき・違和感を言い合える風通しの良い職場づくりを行う。

職員は、手続通りではない処理や違和感ある処理を同僚等から求められた場合、役席者や相談窓口に相談する。相談を受けた役席者等は適切に対応する。

役員は仮に不祥事が発覚した場合、毅然と対応する。

2 個別の取組み

(1) 個人情報保護の徹底

全てのJA・信連は、組合員・利用者から金融機関としての信頼関係に基づき提供されている個人情報を適切に管理しなくてはならない。このため、個人情報保護法やガイドラインの趣旨を踏まえて、以下に取り組む。

① 法令等の趣旨を踏まえた規程類の遵守徹底

役職員は、個人情報の適切な保管・保存、移送・送信時の複数人確認および消去・廃棄時の取扱いなど、個人情報保護に関する規程類（個人情報取扱規程・細則など）を遵守する。

② 定期的な研修および日常的な認識強化の取組み実践

役職員は、コンプライアンス担当部署等が実施する定期的な研修等を通じて、“顧客への資料提供時の誤交付（郵送・電子メール・FAX・手交など）”、“顧客同意なく他人（家族等）に情報を漏えい”、“店舗等での誤廃棄”など個人情報漏えい等のリスクが高い行為を認識する。加えて、職場においては日常的に役席者の声かけやリスク管理部署等の注意喚起を継続する。これらにより個人情報を適切に管理し漏えい等を未然防止しなければならない。

(2) サイバー攻撃への備え

全てのJA・信連は、サイバー攻撃を受けることで、顧客情報が窃取され組合員・利用者に損害を与える事態や、業務継続が出来ず総合事業のサービス提供が困難となる事態を防ぐため、サイバー攻撃を身近で重大な脅威と認識を強めたうえで以下に取り組む。

① サイバーセキュリティ対策の態勢整備と必要な対策の実施

役員はサイバー攻撃に備え、情報システム管理者（※）に対し、「JAにおける「情報セキュリティ管理体制の構築」ガイドライン」（全中ガイドライン）に基づき必要なサイバーセキュリティ対策を行うよう指示する。

情報システム管理者は、金融庁が求めるリスクベース・アプローチの実践のため、全国が提供する自己診断ツール等を活用して組織全体のサイバーセキュリティにかかる全中ガイドラインへの対応状況について点検・評価し、役員等へ報告・協議のうえ必要な対策を講じる。特に、ファイアウォール機器の管理・設定を適正化する等、外部からの不正アクセスへの防御を図る。あわせて、インターネット分離、Web サイト改ざん検知等の対策を行う。

また、事案発生を想定して、組織内・系統内・行政等への連絡態勢、ベンダー等専門家のサポート体制を整備するとともに、サイバー演習等の活用により適切な初動のための訓練を行う。必要に応じて、サイバー保険を活用する。

② サイバーセキュリティ対策にかかる役職員の認識強化

情報システム管理者は、役職員への注意喚起を継続的に行い、サイバーセキュリティの認識を強化する。役職員は、全国連が提供する資料を活用した研修等により情報漏洩や感染につながり得る不用意な行為について理解し、特に外部メールの開封時・外部サイトへの接続時には、不審な添付ファイルや URL を開かない。

※情報システム管理者…全中ガイドラインに定める、サイバーセキュリティを含めシステム・ネットワーク等のセキュリティ対策を講じる者。情報システムを主管する部門の長が望ましい。

（３）金融商品取引法の遵守（インサイダー取引防止など）

全てのJA・信連は、金融機関として地域経済の健全な発展に貢献する公共的使命を有しており、顧客保護と公正な金融市場の形成を目的とした金融商品取引法（以下「金商法」）を厳格に遵守しなければならない。全役職員が金融機関の役職員として金商法にかかる必要な知識を身につけるよう、以下に取り組む。

①金商法で定める主な違反行為を認識する研修の強化

コンプライアンス担当部署等はコンプライアンス・マニュアル等を活用した研修を定期的実施し、役職員は金商法の違反行為を理解する。役職員は業務上はもとより私的な立場でも、インサイダー取引のおそれのある株式売買など金商法違反に問われる行為をしない。

②インサイダー情報の適切な管理

役職員は顧客情報の適切な管理を徹底し、仮にインサイダー情報を入力した場合には業務上必要ない役職員にその情報が伝わらないよう Need to know の原則に基づき厳格に管理する。特に登録金融機関業務を行う J A ・信連においては、「内部者取引管理規則」に基づき内部者情報の適切な管理を行う。

※ Need to know の原則…利用者等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則

(4) 金融商品取引法の遵守（登録金融機関業務の適切な運営）

登録金融機関として業務を行う全ての J A（または販売・取扱信連）は、有価証券関連業務を行うことが特別に認められた金融機関である。こうした例外的な特別の立場であることを十分に認識したうえ、求められる顧客保護等の管理態勢を確保する必要がある。具体的には、金融商品取引法・関係法令諸規則に加えて、国債窓販業務取扱要綱、系統投信窓販業務取扱要綱、要綱に定める系統内規則を適切に遵守する必要がある。

①必要な取扱体制の整備・維持

内部管理部門の常勤理事を「内部管理統括責任者」に任命し、国債・投資信託等を取り扱う店舗、部等を営業単位として各営業単位に「営業責任者」および「内部管理責任者」、本店に「広告審査担当者」を配置し、証券外務員資格を取得し外務員登録を受けた役職員が顧客に提案・説明を行う等、系統内規則に基づき必要な取扱体制を整備のうえ維持する。

②適切な投資勧誘、顧客管理

募集・販売にあたっては、金融商品取引法その他関係法令諸規則を遵守した適合性の原則、顧客への説明義務、顧客管理等にかかる対応について系統内規則に基づき行う。

③法令等遵守状況の確認等

J A は登録金融機関業務の内部管理態勢強化の起点となる自主点検を実施し、金融商品取引法その他関係法令諸規則の遵守状況の確認、結果の管理、改善指導を適切に行う。

IV その他

本指針について、J A ・信連は理事会および経営管理委員会（経営管理委員会設置 J A のみ）において報告を行う。

本指針の内容は、金融情勢の変化、J A バンク会員の状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

以上

(附 則)

本指針は、令和 5 年 3 月 16 日から実施する。

(附 則)

本指針は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

本指針は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

(附 則)

本指針は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

参考資料1 マネロン・金融犯罪対策の取組み

マネロン・金融犯罪対策の概要

- マネロン対策については、F A T F（Financial Action Task Force）が2021年に実施した第4次対日審査において、本邦は事実上の不合格とされた。これを受け、金融庁は金融機関等に対して、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（2018年）を提示のうえ2024年3月までの態勢整備を求め、J Aバンクを含む本邦金融機関では対応が完了している。
- 2028年に予定するF A T F第5次対日審査においては、整備した態勢に基づく有効性が重視される見込みであり、金融庁は、2025年3月に「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」を公表した。金融機関は、本公表物を参考のうえ、自組織における有効性検証計画を策定・実践し、その結果を踏まえマネロン管理態勢の不断の見直しを行うことが求められている。
- 金融犯罪対策については、国内における金融サービスを不正に利用した金融犯罪の増加を受け、政府は2024年6月に国民を金融犯罪から守るための各種施策を含む「国民を詐欺から守るための総合対策」を策定、2025年4月には「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」へ改訂を行っている。また、近年は預貯金口座の不正利用やフィッシング詐欺被害などの増加を受け、関係省庁から金融機関あての取組強化に向けた要請文書が相次いで発出される等、金融サービスを提供する金融機関に求められる役割や取組レベルは年々高くなっている。
- なお、マネロン対策に関して、役員による主体的関与がないなど取組みが不芳な金融機関に対しては当局が業務改善命令を発出する事態に至っており、J Aバンクにおいてこういったことが生じないよう、全てのJ A・信連が自ら必要な態勢を構築し、取組みの実効性を確保することが必須である。

重点的に取り組む必要性

- 犯罪組織は態勢の脆弱な金融機関を狙い不正利用するため、金融機関に求められる信頼に応えるうえで、一体的事業運営を行うJ Aバンクは、全会員が一体的にマネロン・金融犯罪対策を講じなければならない。
- F A T F第5次対日審査において、万が一J Aバンクがきっかけとなり、マネロン対策の態勢が未整備との評価を受けることは、J Aバンクのレピュテーションに重大な懸念を生じるため、絶対に避けなければならない。

- 行政の監督においても、マネロン・金融犯罪対策にかかるリスク管理は J A・信連はじめ金融機関が自らのリスク管理として整備すべき事項とされており、態勢が未整備であることにより農協法に基づく報告徴求命令・業務改善命令が発出された場合、J Aバンクの健全性を揺るがすこととなる。

- J Aバンクでは、各会員が現場での実効性ある P D C A の実践に取り組むこととしており、自組織を取り巻く環境変化を踏まえた対策の高度化および見直しに自律的に取り組み、P D C A サイクルを定着させていく必要がある。そのうえで、現場での取り組みが有効に機能しているかを系統 3 段階の特性を踏まえた役割分担に基づき検証し、J Aバンク一体となって必要な対策を適切に講じる必要がある。

参考資料 2 不祥事未然防止の取組み

不祥事未然防止に取り組む必要性

- J Aは、組合員・地域の信頼に基づき、信用事業を含めた総合事業を営み、地域農業・社会に貢献する役割を担う。金融機関としてその運営は一般の会社等よりも「より高いモラルやコンプライアンス」が必要である。
- J Aが相互扶助の金融機関であるがゆえ、ごく一部の役職員であっても「法令に違反する」、「組合員をだます、財産を盗る」、「隠蔽する」等の行為を行うと、その批判はより厳しく大きなものになる。長年築きあげてきたJ Aへの信頼も一瞬でなくなり、いったん失われた信頼の回復は難しく、莫大な時間・労力を要することになる。
- 不祥事によるJ Aの財務・風評等のダメージは職場の規律・士気を落とし、結果として当事者やその家族、同僚等までを不幸にする。
- 各J Aは不祥事を起こせばこうしたリスクがあることを認識したうえで、J A・J Aバンクが引き続き地域・組合員から信頼され貢献していくため、不断に不祥事未然防止に取り組み、これを発生させてはならない。

J Aバンク・J Aグループの取組み

- J Aの不祥事は総合事業全体で毎年一定数発生しているが、不祥事の手口・内容は概ね同様であり、相互牽制を適切に機能させることで未然に防げる案件も多い。J Aバンクでは、不祥事を「起こさない」「見つける」「(見つけた場合)適切に対応する」ことを不断に取り組み、その実現へ向けて不祥事未然防止の認識強化、事務手続に沿った業務の定着、組織風土の改善に取り組んでいる。
- 一方、他金融機関で組織ぐるみの不祥事が発覚し、金融機関の信頼が毀損されるなか、J Aバンクにおいても、不祥事発覚時に、関係機関へ適切な報告等を行わず、組織的な隠蔽が懸念される事案や、役員によるハラスメント行為へ適切に対処せず、行政から不祥事件として認定される事案が発覚しており留意しなければならない。

- 信用事業においては、高齢顧客を狙った渉外業務での横領事案をはじめとする不祥事が継続的に発生しており、風評等による組合員・利用者離れのリスクを包含していることから、重点的な取組みが必要。併せて、これまでの集中取組みにて取り組んできた口座の不正利用防止は、見直した事務手続の徹底が重要。全国としては、JA役職員の不祥事未然防止の認識強化に向けた啓発資材や、高齢顧客等高リスク取引に焦点を当てた事務指導・取引内容確認にかかる支援ツールを提供し、不祥事未然防止に不断に取り組む。

- 全国連間においても連携して、JAの内部統制確立に向けた取組みを支援する資材を提供する等、JAグループを挙げた不祥事対応強化に取り組んでいる。

参考資料 3 個人情報保護の徹底

個人情報保護の概要

- 個人情報保護法は個人の権利利益の保護を目的として 2003 年に制定、2019 年改正法では情報通信技術の進展が著しいこと等から 3 年ごとの見直し規定が設けられた。
- 2022 年改正法では、個人情報への意識の高まりを受け、1,000 人を超える個人データの漏えい等が発生、または発生したおそれのある場合などについて、個人情報保護委員会への報告および本人への通知を義務化。また、日本政策金融公庫や住宅金融支援機構などの場合はより厳しく 100 人超の個人データ漏えい等で報告等を行うこととされた（J A・信連がこれらから業務受託する場合、この基準が適用）。
- 金融機関である J A・信連が取扱う個人情報は多岐に渡る。万が一、個人データが漏えい、滅失又は毀損した場合、利用者・組合員への影響は当然として、自組織への影響も大きい。このため、個人情報保護法、保護法ガイドライン及び金融分野に関するガイドラインの遵守が求められる。

重点的に取り組む必要性

- 組合員・利用者は、J A・信連が金融機関として適切な情報管理を行う認識のもと、財産状況・プライバシー情報や機微（センシティブ）情報など様々な個人情報を提供し取引を行う。万が一にも個人情報漏えいにより組合員・利用者が損害を被ることがないように、個人情報保護の徹底は金融機関が業務を行う大前提である。
- また、J Aは総合事業体として組合員・利用者の様々な個人情報を取り扱っている。個人情報の適切な管理を求める社会的要請が高まる一方で、近年 J Aバンク・J Aグループにおいては個人情報漏えいが総合事業全体で相当数発生しており、監督行政からも日常的な内部統制の整備や役職員全員の認識強化を通じ、漏えい事案を起こさないよう強く求められている。
- J Aバンクでは全中等と連携し、個人情報取扱規程・細則等の適宜見直しに加え、個人情報保護の認識強化に資する資材等を提供していく。J A・信連においてはこれらも活用し個人情報漏えい防止の取り組みを進める。

参考資料4 サイバー攻撃への備え

サイバー攻撃について

- サイバー攻撃は、悪意のある第三者が、インターネット等を経由して情報システムの内部に不正に侵入し、機密情報や個人情報の窃取、システム破壊による業務の妨害、脅迫による金銭の要求等を目的として行われる犯罪。主に、不審な外部メールや添付ファイルの開封・サイトへのアクセス、情報システムの脆弱性(※)を放置すること等が、不正侵入のリスクを高める。
 - 近年、サイバー攻撃は高度化・巧妙化し、国内外の地域、組織の規模や業種を問わず多数発生している。国内では、大手企業のみならず、地方の病院までもが攻撃を受け、事業の一時中断を余儀なくされる事例が発生しており、J Aシステムも実際にサイバー攻撃の標的になっている。地域や組織の規模・業種を問わず、サイバー攻撃の脅威は急速に増大しており、今後も更に拡大すると考えられる。
- ※脆弱性…コンピュータのOSやソフトウェアにおけるプログラム等の弱点。各メーカーは脆弱性が判明次第、修正プログラム（セキュリティパッチ）を配信しており、それを適用しない場合、サイバー攻撃の標的となりやすい。

重点的に取り組む必要性

- 近年不正アクセスを含むサイバー攻撃は高度化、巧妙化しながら高止まりしており、特に業務停止や情報漏洩などに繋がるランサムウェア攻撃では引き続き多くの被害が発生している。
- 金融機関は一般企業に比べ、より厳格な情報管理と地域社会のインフラとして安定的なサービス提供を行うことが求められている。サイバー攻撃による顧客情報の漏えいや業務継続が困難となる事態が発生した場合には、業態としての信頼を大きく毀損する恐れがあることを認識し、サイバー攻撃に対する危機意識を持ち、必要な対策を講じなければならない。
- こうした中、金融庁はサイバーリスクの深刻化に対処し金融セクター全体のサイバーセキュリティを強化するため、各業態の監督指針に紐づける形で、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」（金融庁ガイドライン）を2024年10月に制定。金融機関に対し、自らを取り巻く事業環境、経営戦略及びリスクの許容度等を踏まえたうえで、サイバーセキュリティリスクを特定・評価し、リスクベース・アプローチによるリスク低減措置の実施を求めている。

- J Aグループにおけるサイバーセキュリティ対策については、全中ガイドラインを取組みのベースとしたうえで、従来から取り組むインターネット分離・Webサイト改ざん検知・事案発生時の連絡体制の整備やサイバー演習のほか、系統内で発生した事案を受け開始したファイアウォール機器の緊急点検など、既往取組みの徹底を図ることが最優先である。そのうえで、金融庁ガイドラインを踏まえたリスクベース・アプローチを実践するために、自組織の実態把握を行い、発見された課題の重要性に応じて自組織のサイバーセキュリティ対策について役員が主導的に関与のうえ不断の見直し・強化を図っていくことが重要である。

参考資料 5 金融商品取引法の遵守（インサイダー取引防止など）

金融商品取引法の遵守徹底（インサイダー取引防止など）の概要

- 金商法は顧客保護と公正な金融市場の形成を目的としており、金融機関として厳格に遵守すべき法律である。金商法違反行為のうちインサイダー取引規制違反が約 6 割を占めており、特に留意しなくてはならない。
- インサイダー取引とは、上場会社の関係者等が、その職務や地位により知り得た投資者の投資判断に重大な影響を与える未公表の会社情報を利用して、株式等を売買することで、自己の利益を図ろうとするものであり、インサイダー取引規制の対象である。
- また、上場会社の関係者等が、他人に対し、投資者の投資判断に重大な影響を与える情報の公表前に売買等をさせることにより、当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失発生を回避させる目的をもって、情報伝達又は取引推奨することも同様に規制の対象である。
- 金融機関である J A・信連の役職員は、その立場から上場会社の関係者等としてインサイダー情報を入手する可能性があり、インサイダー取引規制の内容を理解し、遵守を徹底しなければならない。
- なお、仮にインサイダー情報を私的な立場で入手した場合であっても、インサイダー取引は絶対に行ってはならない。課徴金のごく少額の取引や他人名義を利用した取引に対しても監督官庁から課徴金納付命令が出されているほか、職員が私的な立場で行ったインサイダー取引により所属組織がお詫び対応する事案も発生している。

重点的に取り組む必要性

- 業務上か業務外であるかにかかわらず、役職員がインサイダー取引など金商法に違反する行為は、所属する J A・信連のみならず J Aバンク全体の信頼毀損につながりかねない。
- J Aバンクにおいては、全中と連携しコンプライアンスマニュアルに金商法違反行為にかかる記載を充実するとともに、インサイダー取引規制の理解を深める研修用資材の提供等を行っていく。

参考資料 6 金融商品取引法の遵守(登録金融機関業務の適切な運営)

登録金融機関業務の概要

- 金融機関は、原則、有価証券関連業務を行うことは金融商品取引法（以下、「金商法」という。）で禁止されている（金商法第 33 条 1 項）。例外として「登録金融機関」として内閣総理大臣の登録を受けることで、国債・投資信託の取扱い等の有価証券関連業務を行うことができる（金商法第 33 条の 2）。
- J A（または販売・取扱信連）は、農協法に基づいて、定款、信用事業規程に業務内容を事業として規定し、行政庁の認可・承認を受けるとともに、金商法に基づく内閣総理大臣の登録を受け、金商法上の登録金融機関として業務を行う。
- J A（または販売・取扱信連）が行う登録金融機関業務は、①国債窓販業務、②投信窓販業務、③投資一任契約締結等代理業務等がある。

重点的に取り組む必要性

- 登録金融機関は内閣総理大臣の登録を受けることで有価証券関連業務を行うことが特別に認められた金融機関であり、適切な業務運営がなされず金商法に違反した場合には、行政処分を受け、違反内容によっては登録抹消となる。そのような事態となれば組合員・利用者からの信用失墜は避けられず、さらに他の J A バンク会員への信用をも失墜させることとなる。
- 登録金融機関として有価証券関連業務を行う前提として当然に求められる顧客保護等の管理態勢を確保するため、法令諸規則を遵守した適切な体制が必要となる。
主なルール：標識の掲示、広告等の規制、契約締結前の書面交付、禁止行為、損失補てん等の禁止、適合性の原則、社内規則の制定・遵守体制整備
必要な体制：「内部管理統括責任者」の任命、営業所等への「営業責任者」および「内部管理責任者」の配置、本店への「広告審査担当者」の配置、証券外務員資格取得と外務員登録を行った「外務員」による提案・説明等
- 金商法では登録金融機関業務を行うためには「社内規則」を制定することが義務付けられており、J A バンクにおいては国債窓販業務取扱要綱、系統投信窓販業務取扱要綱、系統内規則を定めており、登録金融機関として業務を行う全ての J A（または販売・取扱信連）はこれを遵守する。

- 募集・販売等にあたっては、顧客保護等の観点から適合性の原則、顧客への説明義務、顧客管理など、金商法その他関係法令諸規則を遵守した対応を行うとともに、JAはその遵守状況を自主点検により自身で確認し、その結果の管理、改善指導を適切に行い内部管理態勢の強化を図る。